



平成 20 年 6 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社オーエー・システム・プラザ  
代 表 者 代表取締役社長 長 谷 川 泰 規  
( J A S D A Q ・ コード 7 4 9 1 )  
問 い 合 わ せ 先 取締役管理本部長 兼 総務部部长  
岡 田 晃 生  
電 話 番 号 0 5 2 - 2 6 3 - 8 6 5 0

### 内部統制基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、内部統制基本方針について、下記のとおり一部改定することを決議しましたので、お知らせいたします。なお、変更箇所につきましては下線で示しております。

#### 記

#### 1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する為の体制

役職員・使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンス規定を作成するとともに、全使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築する。万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容・対処案がトップマネジメント、取締役会、監査役に報告される体制を構築する。

社会の秩序や安全を脅かし、企業の健全な発展を阻害する反社会勢力に対しては、断固たる姿勢で臨み、一切の関係を遮断し、不当な要求は拒絶する。

#### 2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

代表取締役は取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につき全社的に統括する責任者を取締役・執行役員の中から任命し、その者が作成する文書管理規定に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し保存する。取締役及び監査役は文書管理規定により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① 当社は、代表取締役社長に直属する部署として、内部監査室を設置する。
- ② 内部監査室は、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏無きよう確認する。
- ③ 内部監査室の監査により法令定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ち

に担当部署に通報される体制を構築する。

- ④ 内部監査室の活動を円滑にするために、リスク管理規定、関連する個別規定（与信審査規定、財務、経理規定等）、ガイドライン、マニュアルなどの整備を各部署に求め、また内部監査室の存在意義を全使用人に周知徹底し、損失の危険を発見した場合には、直ちに内部監査室に報告するよう指導する。
- ⑤ 内部監査室は、リスク管理規定の整備、運用状況の確認を行うとともに使用人に対する研修等を企画実行する。
- ⑥ 内部監査室は責任を持ってリスク管理の状況を監査し、取締役会において改善策を審議・決定する。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月一回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監査等を行う。業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。

#### 5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 内部監査室は、四半期ごとに子会社及び関連会社（以下、子会社等という）のリスク情報の有無を監査する。
- ② 子会社等の損失の危険が発生し、これを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容発生する損失の程度及び当社に対する影響等について、当社の取締役会及び担当部署に報告される体制を構築する。
- ③ 当社と親会社及び子会社等との間における、利益の付替え、損失の飛ばし等、不適切な取引または会計処理を防止するため、親会社及び子会社等の内部監査室またはこれに担当する部署と十分な情報交換を行う。

#### 6. 監査役の職務を補助すべき使用人

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その懲戒については監査役の承認を要するものとする。

#### 7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い各監査役の要請に応じて必要な報告をすることとする。
- ② 前項の報告事項として、主なものは次の通りとする。
  - ・ 当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
  - ・ 当社の親会社、子会社及び関連会社の監査役及び内部監査部門の活動状況
  - ・ 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
  - ・ 業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
  - ・ 内部通報制度の運用及び通報の内容
  - ・ 経営会議で決議された事項

- ・ 重大な法令・定款違反
- ・ その他コンプライアンス上重要な事項

#### 8. その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。

また、常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとする。

さらに、監査役は必要に応じて会計監査人から会計監査内容について説明を受けることができ、会計監査人と定期的に情報交換を行うことができる。

以上